

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	………	一般の民間企業 …………… 1. 8 % (56人以上規模の企業)
		特殊法人 …………… 2. 1 % (労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人)
○ 国、地方公共団体	………	2. 1 % (48人以上規模の機関)
○ 都道府県等の教育委員会	………	2. 0 % (50人以上規模の機関)

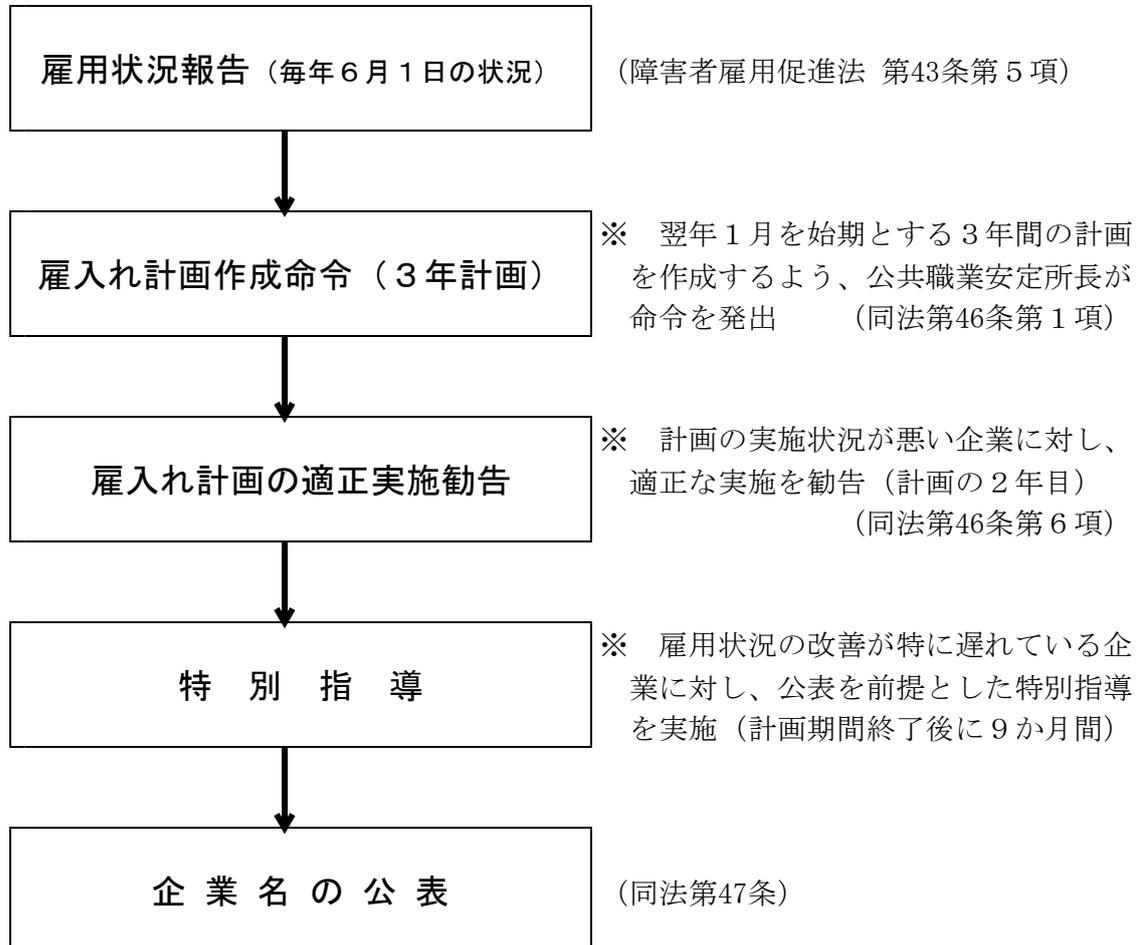
(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 平成17年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 456社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 71社
 - * 「特別指導」の実施 24社
- 雇入れ計画を実施中の企業 1, 263社 (17年度末現在)
- 企業名の公表
 - 平成4年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、18年度 2社

◎ 障害者雇用率達成指導の指導基準の見直し（ポイント）

（平成18年度の指導から適用）

【民間企業における障害者の雇用状況（平成17年）】

- 実雇用率 1.49%（前年比+0.03%ポイント）
法定雇用率達成企業の割合 42.1%（〃 + 0.4%ポイント）
⇒ 障害者雇用は着実に進展。

- しかしながら、改善を要する点も多い状況。
 - * 中小企業の実雇用率は、引き続き低い水準。特に100人～299人規模の企業は、企業規模別で最低（1.24%）。
 - * 1,000人以上規模の企業は、実雇用率は高水準（1.65%）。しかし、雇用率達成企業の割合は、企業規模別で最低（33.3%）。



雇用率達成指導の指導基準を見直し（平成18年度から）

◎ 「雇入れ計画作成命令」の対象範囲を拡大

① 指導対象とする実雇用率の水準の見直し（※）

- ・ 1.2%未満 かつ 不足数5人以上
⇒ 全国平均実雇用率未満 かつ 不足数5人以上

② 0人雇用の中小企業に対する指導の強化

- ・ 法定雇用数が3～4人（167～277人規模の企業）であって、0人雇用の企業

③ 不足数が多い大企業に対する指導の強化

- ・ 不足数10人以上の企業

（※）①については、平成19年度から実施

◎ 目標を設定して、着実に取組を推進

平成20年の障害者雇用状況報告において、雇用率達成企業の割合が5割を超えることを目指す。

平成18年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率 1.8%）	
(1)	概況	14
(2)	企業規模別の雇用状況	15
(3)	産業別の雇用状況	16
(4)	民間企業における雇用状況の推移	20
(5)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	21
(6)	都道府県別の実雇用率等の状況	22
(7)	特例子会社の状況	23
2	国、地方公共団体における在職状況	
(1)	国の機関（法定雇用率 2.1%）	24
(2)	都道府県の機関（法定雇用率 2.1%）	25
(3)	市町村の機関（法定雇用率 2.1%）	26
(4)	法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会 （法定雇用率2.0%）	27
3	特殊法人における雇用状況（法定雇用率 2.1%）	28
4	公的機関の各機関の状況	
(1)	国の機関の状況	29
(2)	都道府県知事部局の状況	30
(3)	その他の都道府県機関の状況	31
(4)	都道府県教育委員会の状況	33
(5)	独立行政法人等の状況	34

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
民間企業	企業 67,168 (65,449)	人 18,652,344 (18,091,871)	人 74,993 (71,678)	人 4,047 (3,456)	人 129,446 (122,254)	人 543 ()	人 283,750.5 < 281,833 > (269,066)	人 26,113.0 (23,530)	% 1.52 < 1.51 > (1.49)	企業 29,120 (27,577)	% 43.4 (42.1)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	人 283,750.5 (269,066)	人 66,546 (63,848)	人 2,814 (2,465)	人 102,361 (98,900)	人 238,267 (229,061)	人 20,172 (18,623)	人 8,447 (7,830)	人 1,233 (991)	人 25,439 (23,354)	人 43,566 (40,005)	人 5,374 (4,907)	人 1,646	人 543	人 1,917.5	人 567.0

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成17年6月2日から平成18年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成17年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 < >内は精神障害者を除いた場合の数値である。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成17年6月2日から平成18年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成17年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 67,168 (65,449)	人 18,652,344 (18,091,871)	人 74,993 (71,678)	人 4,047 (3,456)	人 129,446 (122,254)	人 543	人 283,750.5 (281,833) (269,066)	人 26,113.0 (25,546) (23,530)	% 1.52 (1.51) (1.49)	企業 29,120 (27,577)	% 43.4 (42.1)
56～99	企業 24,708 (24,361)	人 1,821,622 (1,795,317)	人 6,134 (6,201)	人 532 (451)	人 13,650 (13,318)	人 132	人 26,516.0 (26,181) (26,171)	人 2,141.0 (2,011)	% 1.46 (1.44) (1.46)	企業 11,175 (10,835)	% 45.2 (44.5)
100～299	企業 30,337 (29,323)	人 4,582,065 (4,426,269)	人 13,605 (13,006)	人 1,031 (852)	人 29,830 (28,148)	人 233	人 58,187.5 (57,624) (55,012)	人 4,861.0 (4,178)	% 1.27 (1.26) (1.24)	企業 13,216 (12,447)	% 43.6 (42.4)
300～499	企業 5,643 (5,449)	人 1,952,209 (1,888,166)	人 7,503 (7,169)	人 440 (395)	人 13,406 (12,785)	人 68	人 28,886.0 (28,667) (27,518)	人 2,890.5 (2,601)	% 1.48 (1.47) (1.46)	企業 2,268 (2,138)	% 40.2 (39.2)
500～999	企業 3,814 (3,705)	人 2,411,051 (2,339,966)	人 9,792 (9,261)	人 537 (437)	人 16,751 (15,610)	人 32	人 36,888.0 (36,690) (34,569)	人 3,732.0 (3,231)	% 1.53 (1.52) (1.48)	企業 1,477 (1,288)	% 38.7 (34.8)
1,000以上	企業 2,666 (2,611)	人 7,885,397 (7,642,153)	人 37,959 (36,041)	人 1,507 (1,321)	人 55,809 (52,393)	人 78	人 133,273.0 (132,671) (125,796)	人 12,488.5 (11,509)	% 1.69 (1.68) (1.65)	企業 984 (869)	% 36.9 (33.3)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	人 283,750.5 (269,066)	人 66,546 (63,848)	人 2,814 (2,465)	人 102,361 (98,900)	人 238,267 (229,061)	人 20,172 (18,623)	人 8,447 (7,830)	人 1,233 (991)	人 25,439 (23,354)	人 43,566 (40,005)	人 5,374 (4,907)	人 1,646	人 543	人 1,917.5	人 567.0
56～99	人 26,516.0 (26,171)	人 4,413 (4,409)	人 288 (240)	人 9,125 (9,039)	人 18,239 (18,097)		人 1,721 (1,792)	人 244 (211)	人 4,256 (4,279)	人 7,942 (8,074)		人 269	人 132	人 335.0	
100～299	人 58,187.5 (55,012)	人 11,427 (10,898)	人 614 (547)	人 23,133 (22,317)	人 46,601 (44,660)		人 2,178 (2,108)	人 417 (305)	人 6,250 (5,831)	人 11,023 (10,352)		人 447	人 233	人 563.5	
300～499	人 28,886.0 (27,518)	人 6,597 (6,402)	人 307 (284)	人 10,555 (10,350)	人 24,056 (23,438)		人 906 (767)	人 133 (111)	人 2,666 (2,435)	人 4,611 (4,080)		人 185	人 68	人 219.0	
500～999	人 36,888.0 (34,569)	人 9,019 (8,550)	人 407 (345)	人 13,753 (13,190)	人 32,198 (30,635)		人 773 (711)	人 130 (92)	人 2,816 (2,420)	人 4,492 (3,934)		人 182	人 32	人 198.0	
1,000以上	人 133,273.0 (125,796)	人 35,090 (33,589)	人 1,198 (1,049)	人 45,795 (44,004)	人 117,173 (112,231)		人 2,869 (2,452)	人 309 (272)	人 9,451 (8,389)	人 15,498 (13,565)		人 563	人 78	人 602.0	

注 1(1)②表と同じ